



平成 25 年 5 月 28 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 18 号

株式会社オールアバウト

代表取締役社長 江幡 哲也

(コード番号：2454)

問い合わせ先 執行役員 C F O 石川 耕

電話 03-6362-1300

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 28 日開催の取締役会におきまして、下記のとおり株式分割の実施、単元株制度の採用について決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、同取締役会におきまして、定款の一部変更を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 21 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更については、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 21 期定時株主総会における定款の一部変更案の承認を条件としております。

記

1. 目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株式数（売買単位）を 100 株とする単元株制度を採用し、これに係る定款の変更を行うものです。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主名簿に記載又は記録された株主が有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 134,277 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 13,293,423 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 13,427,700 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 45,162,000 株 |

(注) 上記は平成 25 年 4 月末時点の発行済株式の総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により、株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日程

- ① 基準日公告日 平成 25 年 9 月 13 日 (金)
- ② 基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月)
- ③ 効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 10 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 22 年 5 月 28 日取締役会決議に基づく第 6 回新株予約権	48,357 円	483 円
平成 23 年 6 月 29 日取締役会決議に基づく第 7 回新株予約権	31,150 円	311 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(参考) 上記の単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、これに係る所要の変更を行うものです。

- ① 当社の発行可能株式数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 5 条 (発行可能株式総数) を変更します。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条 (単元株式数) を新設します。
- ③ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 7 条 (単元未満株式についての権利) を新設します。
- ④ 現行定款第 6 条以下の条数を繰り下げます。
- ⑤ 本定款変更の効力発生日を定めるため、附則を新設します。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(変更する条文のみ記載しており、下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>451,620株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>45,162,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第6条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
(新設)	(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 <u>6</u> 条～第 <u>50</u> 条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条～第 <u>52</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(<u>附則</u>) 1. 本定款変更の効力発生日は平成25年10月1日とする。 2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月21日(金)

定款変更の効力発生日 平成25年10月1日(火)

以上